

2021 年度聖学院大学地域連携活動助成金要項

1. 目 的

この要項は、聖学院大学（以下「大学」という。）における地域と連携した教育研究・社会貢献に資する活動に対して、大学が支給する助成金について定める。

2. 「地域」の定義

この要項における「地域」とは、聖学院大学が所在もしくは、隣接、または、包括連携協定を締結している自治体等（上尾市、さいたま市、春日部市、桶川市、伊奈町、川島町、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村、釜石市）の他、地域連携・教育センター所長が認める地域を指す。

3. 助成金の額

助成金の額は、1 件につき、10 万円以内とする。

4. 助成件数

助成件数は、1 年度につき、3 件程度とする。

5. 申 請

助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、活動年度の 6 月末日までに、別に定める地域連携活動助成金申請書を地域連携・教育センター長に提出しなければならない。

6. 申請条件

申請者は、教職員、学生もしくは学外者とする。大学の教育研究・社会貢献に資する活動であり、かつ本学教員及び学生が連携しながら実施していく活動でなければならない。

7. 審 査・決 定

地域連携・教育センター長は、申請について、地域連携・教育センター運営委員会で審査し、結果を大学運営委員会・大学教授会に報告する。交付対象者（以下「受給者」という。）へは、地域連携・教育センター長が受給者及び非対象者に文書をもって通知する。

2 専任教員以外の者が受給者に決定した場合は、専任教員 1 名を地域活動アドバイザーとして定める。なお、地域活動アドバイザーは、受給者、本学教員及び学生が連携することにより、相互に効果が得られるよう活動を補佐することを任務とする。

8. 活動期間

本助成金による活動期間は、当該年度の6月1日から翌年の2月末日までとする。

9. 経費の範囲

助成金交付の対象となる経費の範囲は、当該活動の遂行に必要な旅費（国内に限る）、印刷費、通信費、謝金、消耗品費、会議渉外費、資料費及び雑費とする。ただし、飲食を伴う経費、人件費、備品費は除く。

10. 申請以外の経費の使用

受給者は、申請時に認められた経費以外の支出を行う必要が生じた際には、あらかじめ、品目・数量等を明記した見積書を地域連携・教育センター長に提出し、決裁を得なければならない。

2 謝金については原則として大学から指示された手続を経て使用する。

11. 国内出張旅費

受給者が活動のため国内に出張したときは、別に定める地域連携活動出張報告書を地域連携・教育センター長に提出しなければならない。

2 出張する場合の旅費は、次の基準により計算するものとする。

(1) 交通費は実費精算とする。

(2) 宿泊料は実費精算とし、1泊当たり10,000円を上限として支給する。

12. 経費の支払い

経費は、原則として、7・9・11・2月末に締切り、翌月末に支払うものとする。ただし、都合により、変更になる場合がある。

13. 活動計画の変更

受給者は、活動計画の変更が次のいずれかに該当するときは、別に定める地域連携活動計画変更願により地域連携・教育センター長に願い出て、決裁を得なければならない。

(1) 活動課題を変更するとき

(2) 経費の使用内訳の変更額が総経費の50%を超えるとき

14. 取消し

地域連携・教育センター長は、受給者が次のいずれかに該当したときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 助成金による活動を中止したとき

(2) 助成金を活動目的以外に使用したとき

- (3) 正当な理由なく、期日までに当該活動の報告をしないとき
- (4) 地域活動アドバイザーが自己都合（病気による退職を除く。）により、当該年度の末日までに退職するとき。ただし、地域活動アドバイザーについて後任が決定した場合はこの限りではない。
- (5) この要項に違反したとき
- (6) その他、活動により大学の信用や品位を損なうと認められる場合

2 地域連携・教育センター長は、前項において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の額の返還を命ずることができる。

15. 概要報告書

受給者は、3月7日までに、別に定める地域連携活動概要報告書を地域連携・教育センター長に提出しなければならない。

16. 活動成果の発表

受給者は、地域連携・教育センターが実施する事業において活動内容を発表し、大学に対して活動成果を還元する。

2 受給者が学外で活動成果を発表する場合、または活動自体を行なう場合には、その発表媒体または活動にかかる適切な媒体において本助成金の受給について記載する。

17. 物品の帰属

助成金により購入した物品は、全て大学に帰属する。

18. 連続した申請

受給者は、受給年度中に連続して次年度の助成の申請を行うことが可能であるが、申請の都度、所定の審査を受けるものとする。

19. 事務

この要項に関する事務は、地域連携・教育センターが行う。